健第３８５２号

令和４年２月２日

感染症指定医療機関の管理者　様

指定地方公共機関の長　様

石川県健康福祉部健康推進課長

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　 　 （　公　印　省　略　）

濃厚接触者となった社会機能維持者が行う検査に係る

抗原定性検査キットの発注等における留意事項について

日頃より、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に多大なご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

標記に関しまして、令和４年１月３１日付け健第３８１８号にて通知したところですが、今般、令和４年１月３１日付け「新型コロナウイルス感染症オミクロン株の発生等に伴う抗原定性検査キットの発注等における留意事項について」により、抗原定性検査キットを医薬品卸売販売業者等から購入するときの留意事項が示されましたので通知いたします。

当該国事務連絡により、社会機能維持者の所属する事業者が、抗原定性検査キットを医薬品卸売販売業者、抗原定性検査キットのメーカー、もしくは、薬局から購入する際は、「抗原定性検査キット優先供給に係る説明書」（別紙１）に加え、「抗原定性検査キットを使用した検査実施体制に関する確認書」（別紙２）を、当該医薬品卸売販売業者、抗原定性検査キットのメーカー、もしくは、薬局に提出する必要があります。

つきましては、国事務連絡をご了知いただき、関係団体への周知をお願いいたします。

＜ 事 務 担 当 ＞

健康推進課感染症対策室

TEL　076-225-1438

FAX　076-225-1444